

様式第6号(第27条関係)(裏面)

この検査証明書を所持する者は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第16条の規定により、認定職業訓練を行う者等の事務所に立ち入り、関係者に対して質問し、又は帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)の検査をすることができる。